

認知症施策推進計画策定にかかる認知症の人等への意識調査実施事業委託仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 認知症施策推進計画策定にかかる認知症の人等への意識調査実施事業
- (2) 委託期間 契約日から令和7年9月30日まで
- (3) 履行場所 三重県内
- (4) 委託先の要件 ①国及び県の認知症施策に精通し、認知症の人や家族等に対し困りごとやニーズ等を丁寧に聴き取って認識を把握する調査を誠実に履行できる者。
- ②認知症に理解をもち、認知症の人が安心して思いを話せる接しかたが出来て、思いを聞き取るスキルを備えた人員による調査が可能である者。

2 委託業務の内容等

(1) 目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行 以下、「認知症基本法」という。）に基づき、自治体で実効性のある認知症施策推進計画が策定されるよう、認知症基本法の理念等の普及啓発、安心安全な地域づくりの推進等を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を聴き、計画策定の準備を進めることが求められている。

本事業は、三重県における認知症施策推進計画（以下、（県認知症計画）という。）の策定の準備を進めるため、認知症の人や家族を対象に、認知症及び認知症施策に関する意識を把握する調査を実施することを目的とする。

(2) 業務の内容

認知症の人や家族を対象に、認知症及び認知症施策に関する意識調査を実施し、回答結果を集約する。

ア 調査対象者

三重県内に在住する認知症の人および認知症の人の家族

イ 有効回答数

認知症の人は400人以上、認知症の人の家族は100人以上

※より多くの有効回答数が確保できるよう、効果的な手法を検討すること。

※調査対象者の在住地域が偏在しないよう配慮すること。

ウ 調査内容

- ・受託者は、事業の趣旨・目的をふまえて専門性に基づいた意見、提案を県に行い

調査表を作成する。その際に県が指定した質問項目(別紙1)は必ず調査すること。

・国の認知症施策推進基本計画で示された「IV 第1期計画期間中に達成すべき重点目標等」の重点目標1～3に係るアウトカム指標が把握できるようにすること。

なお、アウトカム指標における「国民」は「県民」に読み替える。

・最終的な調査表については、県長寿介護課との協議により決定する。

エ 方法

・受託者は調査表を印刷する。印刷費用は委託費用に含む。

・認知症の人への聴き取りは、在宅者、入所者(施設、病院)に対し行う。一例では認知症カフェ、集いの場、介護サービス利用の場等で行うことが考えられる。

・聴き取り調査を基本とし、必要に応じて調査表への記述や、WEBを活用したアンケートフォーム入力による調査も可能とする。

・受託者は、紙で配布した調査表を郵便又は民間事業者による信書便で回収する場合は、回収にかかる費用は委託費用に含む。

オ 調査結果のデータ集計

Excelの編集可能な形式で、調査結果を取りまとめる。

カ 納品

(a) 成果物

調査結果を集約したExcelデータを県の指定する方法で電子記録媒体により納品すること。

(b) 納入期限

令和7年9月16日(火)

(c) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-3327

FAX 059-224-2919

E-mail: chojus@pref.mie.lg.jp

キ スケジュール

5月下旬 調査表の作成

6月上旬 調査開始

8月31日 調査終了

9月16日 調査結果データ 提出

(3) 書類の提出

ア 事業修了後は、【様式1】に基づき事業実績報告書・事業経費の内訳を提出するものとする。

イ 事業の内容を変更するときは、【様式2】に基づき、変更事業実施計画書・事業経費の内訳を提出するものとする。

(4) その他

回収した調査表、調査に使用した住所のデータ等個人情報に係る一切のものは三重県に帰属するものとし、業務完了後に三重県に提出すること。提出に係る費用は委託費用に含む。

3 個人情報の取扱いについて

個人情報については別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。これに基づき受託者は、

- ・個人情報の責任体制等を記載した書面を委託者に提出する。
- ・個人情報の受け渡し、廃棄・消去にあたっては書面による確認を行う。
- ・個人情報を管理するための台帳を整備する。
- ・個人情報の取扱いについて、委託者からの点検を受ける。

なお、見積書の提出にあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項があるので留意すること。

4 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

5 特記事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 調査データについては、県の求めに応じて、随時報告を行うこと。

- (3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、三重県に帰属する。なお、作成、編集等に係る諸費用、調査・回答時の郵送費、電子記録媒体作成などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。
- (4) 作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに県は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- (5) 本業務に係る会計監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (6) 本業務は、契約期間終了後も含めて、会計検査院等の検査の対象となる場合がある。検査対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等に、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前金払いによる業務委託料支払いを請求することができる。
- (8) 本業務に関連して知り得た業務上の秘密を他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

三重県認知症施策推進計画策定の重点目標におけるアウトカム指標を測定する
必須質問項目について

国の認知症施策推進基本計画の第1期基本計画中に達成すべき重点目標等を踏まえて三重県認知症施策計画に定める重点目標のアウトカム指標を測定する必須質問項目を次のとおりとする。

なお、以下の質問項目は意識調査の質問の一部であり、必ず質問する項目とする。

【重点目標1】

アウトカム指標	必須質問項目
認知症や認知症の人に関する県民の基本的な知識の理解度	(1)認知症の理解 あなたの周りの人は、「認知症」と「認知症の人」に関して正しく理解していると思いますか。
県民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況	

【重点目標2】

アウトカム指標	必須質問項目
地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び県民の割合	(1)生きがいや希望 あなたは、「生きがいや希望をもって、自分らしく暮らしている」と思いますか。

【重点目標3】

アウトカム指標	必須質問項目
自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合	(1)相談できる人の有無 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいますか。
地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合	(1)仕事をしているか 現在、仕事(収入を伴う)をしていますか。 (2)本人同士の交流、仲間等との外出の機会の有無 あなたは、他の認知症の人と交流したり、友人、仲間等と外出していますか。
認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び県民の割合	(1)自立して安心して暮らせているか あなたは、自分自身が「自立して、かつ安心して、周囲の人々と共に暮らしている」と思いますか。
認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合	(1)希望する医療や福祉サービスが受けられているか あなたは、自分の希望する医療や福祉サービスを受けられていますか。

国の認知症施策推進基本計画

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

(重点目標の基本的な考え方)

- 基本法が目指す共生社会の実現に向けては、前文のとおり、国民一人一人が「新しい認知症観」に立つこと、認知症の人と家族等と共に施策を立案、実施、評価すること、国、地方公共団体、地域の関係者が連携して取り組むことが重要である。さらに、国においては、認知症の人が新たな知見や技術を活用し、生活の質を維持・向上させる取組を行うことも重要であることから、第1期基本計画中に重点的に取り組むべき目標を以下のとおり重点目標として設定する。

【重点目標1】

国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

【重点目標2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

【重点目標3】

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

【重点目標4】

国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

(関連指標の基本的な考え方)

- 重点目標の達成に向けては、認知症施策の効果を評価するための関連指標(以下「KPI」という。)を設け、KPIに基づく評価を踏まえた認知症施策の立案の見直しを行っていくことが重要である。
- KPIの設定に当たっては、これまで認知症施策推進大綱に沿った認知症施策の進捗について、個別施策・個別事業の実施状況等に関する指標を中心に確認してきたが、基本法に基づき改めて認知症施策を位置付け直していくという考え方を踏まえ、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標という段階を設けた目標を新たに設定することとする。
- 第1期基本計画においては、
 - (1) 地方公共団体等における認知症施策の立案、実施、評価におけるプロセス(認知症の人の参画状況、分野横断的な関係者との取組状況等)等により多面的に把握するという観点【プロセス指標】
 - (2) 重点目標に資する認知症施策の実施状況等を把握するという観点【アウトプット指標】
 - (3) 認知症の人や家族等の認識、あるいは国民の認識を確認することを通じて、共生社会の実現状況を把握するという観点【アウトカム指標】

国の認知症施策推進基本計画

から認知症施策の推進に取り組む必要があり、これらに照らして第1期基本計画期間の認知症施策の効果を評価するためのK P Iを以下の表のとおり設定する。

- なお、(3)の観点を踏まえた指標は、認知症の人を含め国民一人一人が支え合い、安心して歳を重ねることができる共生社会の実現に近づいているか等、認知症の人や家族等、また国民の認識を直接把握することにつながるものである⁴²。他方、この指標については、認知症施策の効果が認識の変化に表れるまでには長期間掛かると考えられることから、(3)だけでなく、相対的に短期的な観察指標となる(1)、(2)の観点を踏まえた指標により、認知症施策の効果を評価することとする。
- また、以下の表に設定するK P Iについては、基本法を踏まえた新たな観点に基づくものであることから、今後、国において具体的な調査方法やK P Iに基づく認知症施策の評価の在り方を検討することが必要である。

(関連指標の活用)

- 国は、「V 推進体制等」の「2. 基本計画の見直しについて」に定める基本計画の変更を行う際には、上記の調査方法や評価の在り方の検討状況も踏まえてK P Iを検討し、必要があると認めるときには、これを改めて設定することとする。

【重点目標1】

国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 ・認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 ・認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 ・国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況

⁴² 認知症の人を含め国民一人一人がその地域で安心して暮らすことができるかどうか等を測る指標であることから、その認識を測定する意識調査を行うことが適当である。

国の認知症施策推進基本計画

【重点目標 2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none">・ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数・行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数・医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	<ul style="list-style-type: none">・認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数・認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	<ul style="list-style-type: none">・地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合

国の認知症施策推進基本計画

【重点目標 3】

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 ・ 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びK P Iを設定している地方公共団体の数 ・ 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 ・ 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 ・ 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 ・ 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 ・ 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 ・ 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 ・ 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 ・ 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合

国の認知症施策推進基本計画

【重点目標 4】

国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	・国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	・国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装されている数

【様式1】

第 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者名

[印]

認知症施策推進計画策定にかかる認知症の人等への意識調査実施事業の
実績について（報告）

このことについて、下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 2 事業経費の内訳 別紙2のとおり
- 3 参考となる資料

【様式1】（別紙1）

事業実績報告書

事業実施結果

項 目	内 容
実施日程	
実施内容	
その他	

【様式1】（別紙2）

事業経費の内訳

区 分	支出予定額（円）	摘 要
合 計		

（注）摘要欄に各区分の支出予定額の内訳を記入してください。

【様式2】

第 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者名 [印]

認知症施策推進計画策定にかかる認知症の人等への意識調査実施事業の
実施計画の変更について
(報告)

このことについて、下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 変更事業実施計画書 別紙1のとおり
- 2 事業経費の内訳 別紙2のとおり
- 3 変更の理由
- 4 参考となる資料

【様式2】（別紙1）

変 更 事 業 実 施 計 画 書

変更事業実施計画

項 目	変更前（内容）	変更後（内容）
実施日程		
実施方法等		
その他		

